

カジノ賭博合法化法案の成立に抗議し、  
和歌山県へのカジノの誘致に反対する声明

平成29年2月14日

和歌山クレサラ・生活再建問題対策協議会

代表幹事 岡 正 人

和歌山クレジット・サラ金問題対策協議会（通称「和歌山クレサラ対協」）は、2005年12月に和歌山県内の多重債務問題に取り組む弁護士・司法書士を中心に結成され、全国クレサラ対協と共に2006年12月の改正貸金業法の成立、2010年6月の完全施行を実現してきました。2015年12月には、多重債務問題の背景にある貧困問題についても取り組むべく、和歌山クレサラ・生活再建問題対策協議会と改称し、生活保護の申請の支援や給付水準引き下げに反対する訴訟、そして、生活困窮者自立支援法に関する講演会を開催するなどして活動してきました。

私たちは、多重債務問題に取り組む中で、その背景にギャンブル依存の問題が横たわっていることに気づかされ、ギャンブル依存者支援、そして、ギャンブル依存を生まない社会を作るためにどうするかという視点で運動を進めてきました。

ところが、2016年12月15日、国会で「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」、いわゆるカジノ賭博合法化法が成立しました。

ギャンブル依存者らの被っている被害の深刻さや、その回復の困難さを目の当たりにしている私たちからすれば、これまでにないギャンブル被害を新たに生むことが明らかなカジノ賭博合法化法は断じて許すことのできない悪法であり、到底これを看過することはできません。国民の大多数がこれに反対し、また、新聞各紙も例外なく消極意見を表明していたにもかかわらず、これらの世論をないがしろにし、依存症のリスクという市民の懸念に答えることなく、カジノ賭博合法化を許す法律が制定されてしまったことは極めて遺憾です。

加えて、仁坂知事は、2016年12月9日の県議会において「IR（特定複合観光施設）は地域活性化に繋がる有効な手段」「私は一貫してIRの誘致論者」「県内の自治体と力を合わせて誘致に取り組む」などと述べ、和歌山県にカジノを誘致する姿勢を明確にしました。

当和歌山県においても、IRなど存在しない現時点においても、パチンコや競馬、その他の既に認められているギャンブルにおいてギャンブル依存症に苦しんでいる依存者は多数存在します。和歌山県として、これらの依存者の救済や立ち直りの支援に手を貸すのではなく、それどころか、さらなる依存者を生

みかねない I R を誘致しようとする姿勢は到底容認することはできません。  
なお、同知事は、依存症対策として、当面の間、和歌山県民や日本国民の I R  
への立ち入りを制限すべきと発言しているようですが、一旦、施設ができてし  
まえば、将来においてなし崩し的に解禁される可能性が高いことは否定できず、  
依存症対策としては極めて不十分です。

また、外国人なら良いということはないはずで、依存症やそれに伴う犯罪  
などは他国でも問題になっていることが伝えられています。

そこで、当協議会は、カジノ賭博合法化法の成立に厳重に抗議するとともに、  
和歌山県へのカジノの誘致に対して反対する意思を表明する次第です。

以 上